



「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」の 現金10万円年内一括支給（訂正）

※12月16日付で同内容をリリースしましたが、「対象者など」欄に誤りがあったため、訂正して再リリースするものです。

誤：児童手当（特別給付）→正：児童手当（特例給付）

概要	「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」の現金10万円を年内に一括で支給（一部対象を除く）します。
目的、得られる効果など	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぼ中、子育て世帯への本給付金の一部の対象者に対し、少しでも早くお届けしたいことから、年内に一括で現金10万円を支給します。
導入に至った背景	国会審議において示された政府答弁を基に、現金一括支給が可能と判断した。
スケジュール	12月16日（木） 対象者への案内を発送予定 12月27日（月） 支給（調整中。確定は支給決定通知書にて通知）
定員、対象者など	本給付金対象の児童（約1万8千人）のうち、児童手当給付事業で把握している児童分（約1万4千人）をプッシュ型で年内一括支給。その他の4千人については申請の上、1月以降に一括支給。なお、 <u>児童手当（特例給付）</u> を受給している方は対象外です。 ※次の方からは別途申請が必要です。 例： ・令和4年1月1日以降に児童手当の申請をした方 ・公務員で、勤務先から児童手当（特例給付を除く）を受給している方 ・給付対象児童が16歳以上のみの方、児童手当受給者と別居している方などで、市が把握していない児童を養育している方 など
その他（予算）	予算額（補正後）1,836,198千円
問い合わせ先	子ども未来部 子ども育成課 児童支援係 TEL046(252)7201 FAX046(255)5080

